

デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究（複雑化する課題対応） 仕様書

令和8年10月28日
初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付

1. 事業名

デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究（複雑化する課題対応）

2. 事業の趣旨

GIGAスクール構想は、「1人1台端末」環境と高速ネットワークを活用し、ブラウザを通してクラウドにアクセスすることを基本として、各種サービスの十全な活用を可能にすることによって、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させること等を目指すものである。このGIGAスクール構想を契機とし、全国の自治体において、学校での「1人1台端末」をはじめとした「デジタル学習基盤」の整備が加速し、学校における1人1台端末の整備・活用、ネットワーク環境の整備、周辺機器・デジタル教材等の充実とともに、それを支える国・地方双方の伴走支援体制の構築が進む中、授業をはじめとする学習指導の場面はもとより、生徒指導の場面や教師の働き方改革、特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実など学校教育活動の全般にわたり、これまでの教育活動の質を更に充実させ、これまでにない学びの変革に向けた取組が進められている。

一方、こうしたGIGAスクール構想の進展とそれに伴う教育の質の向上や学びの変革を更に効果的に発展させていくために「デジタル学習基盤」の在り方を検討する上では、社会全体としてセキュリティの重要性が増す中で機動的に必要な対応を実施する必要があるほか、デジタル社会の進展にともない課題となっている事項について常に最新の情報を収集する必要がある。

以上を踏まえ、本事業においては、

- （Ⅰ）学校で活用しているサービス状況調査：学校で活用しているデジタルサービスについて、データ主権・サプライチェーンリスク・情報セキュリティ・個人情報対応等のリスクを調査し、今後のセキュリティ強化の動きに向けた課題を把握
- （Ⅱ）デジタル・AIがもたらす認知リスクに関する調査研究：デジタルやAIがもたらす人間の認知リスクについての最新の海外動向や政策、先行研究等の調査

を行う。

3. 委託内容・体制

3.1. 委託：（Ⅰ）自治体で活用しているサービス状況調査

学校においては、教育委員会の判断、または学校独自の判断で、学習指導・生活指導等に活用するために様々なデジタルサービスが導入されている。これらのデジタルサービスについては、それぞれデータや個人情報の取り扱い等の仕組みや利用規約、セキュリティポリシー等が異なることから、それぞれのサービスの導入実態を自治体に対して調査した上で、各サービスの情報の取り扱いの仕組み等の状況についてデスクトップ調査を行う。

3.1.1. 自治体調査の実施

- 自治体が、学校における学習指導・生活指導・その他活動（部活動や生徒活動等を含む）や校務において活用しているデジタルサービスを網羅的に把握するため、都道府県・政令市教育委員会、市町村教育委員会に、所管の学校で利用している具体的なデジタルサービスの商品名についての悉皆調査を実施する。

調査対象となるデジタルサービス：

- ・学習管理・支援ツール（学習の進捗状況管理、協働学習など）
 - ・デジタル教科書
 - ・学習資料、コンテンツ（デジタル地図やデジタル資料集、作曲・演奏ソフト、動画教材など）
 - ・ドリル等反復習得学習教材（問題集、ドリルなど）
 - ・CBTシステム
 - ・資料作成ツール（発表資料などを作成する）
 - ・オンライン会議システム
 - ・汎用型生成AIサービス
 - ・音声・画像・動画編集ツール
 - ・情報教育関連ツール（タイピング教材、プログラミング教材、情報モラル教材など）
 - ・その他学習指導に活用しているデジタルサービス
 - ・心の状態の把握を行うツール（心の健康観察や生活相談など）
 - ・その他生活指導に活用しているデジタルサービス
 - ・校務支援システム
 - ・保護者連絡ツール
 - ・教師間のコミュニケーションツール
 - ・その他校務に活用しているデジタルサービス
- 調査の際は、自治体の回答負担を軽減するため、主要なサービスについては選択式、その他のサービスについては自由記述にすること。
 - 調査を行う際は、文部科学省Web調査システム（EduSurvey）を活用したオンライン方式にて行うこと。EduSurveyの利用に当たっては、個人情報の適正な取扱いやセキュリティ等の遵守事項について、別添「誓約書」を提出したうえで、具体的な利用方法については文部科学省とも協議の上、適切な対応を行うこと。なお、利用に必要なシステムのアカウントやマニュアル一式は委託契約締結後に必要数を付与する。EduSurveyのシステムに関する問い合わせは文部科学省を介してEduSurveyの改善・活用促進事業受託事業者に行うこと。
 - 調査への回答が未提出となっている教育委員会等に対しては回答を促す連絡を行い、可能な限り対象の回答を回収することに努めるとともに、教育委員会等から提出された回答のうち、未記入、記載されている数値が極端に突出しているなど誤記入が疑われる箇所については、速やかに提出元に連絡を行い、正確な値を確認すること。
 - 後日、集計結果に疑義が生じた場合等に円滑に計算結果を確認、再集計が行えるよう、確定した回答一覧から各集計値を算出する手順や数式等を常に確認できる状態を整えておくこと。
 - 各工程においてセキュリティ対策の徹底を行うことにより、情報漏えい等、不具合の発生を防止すること。集計・分析に当たっては、エラーの軽減や情報漏えい防止のための措置を十分講ずること。入力作業時におけるセキュリティを確保するとともに、不測の事態にも迅速に対応すること。

3.1.2. デスクトップ調査

- 3.1.1で実施した調査で洗い出されたデジタルサービスについて、公開されている利用規約やデータ取扱規程、セキュリティポリシー等についてデスクトップ調査を行い、例えば以下項目の実態について整理する。
- 整理する項目については、学校や児童生徒の学習環境を守る観点から必要な観点について、受託者から積極的に提案すること。

整理する項目（例）：

- データの取り扱い（第三者への提供、製品向上への活用 等）はどうなっているか
- データベースの位置
- 日本の法令が適用されるか
- サプライチェーンリスクにどのように対処しているか
- 情報セキュリティ
- ISMAP等クラウドサービスリストに準拠しているか
- その他政府等のセキュリティ基準等に準拠しているか
-

3.1.3. ヒアリング調査

- 3.1.2で実施したデスクトップ調査を踏まえ、自治体で多く導入されており、デスクトップ調査で情報が不十分であったデジタルサービス10件（予定）について、提供企業へのヒアリング調査を行うこと。ヒアリングで聞き取る項目はデスクトップ調査で把握できなかった項目とする。
- ヒアリングを行うデジタルサービス10件（予定）については、3.1.2を実施した後に、文部科学省と相談して決定すること。

3.1.4. 調査結果の整理・まとめ

- 3.1.2及び3.1.3の調査結果を踏まえ、文部科学省が政策判断をする際の参考となるよう、各デジタルサービスのデータの取り扱いやセキュリティ等の状況について、網羅的に資料化する。
- 資料化する際は、具体的にホームページに掲載されていた文章等の根拠がわかる形でまとめるとともに、活用目的や導入されている割合、リスクや課題の大小等で分類すること。

3.1.5. 参考文献・資料等

- 独立行政法人情報処理推進機構 ISMAP等クラウドサービスリスト
<https://www.digital.go.jp/news/7bdb2b75-6b7e-467d-82ed-203c4dd35d8f>

3.2. 委託内容：（Ⅱ）AI等のデジタル技術がもたらす認知リスクに関する調査研究

AI等のデジタル技術の発展に伴い、それらを通じた偽情報の拡散等により、個人や集団の認知に影響が及ぶリスクが生じており、各国でこうした認知的リスクに関する研究が進められている。学校現場でAIをはじめとしたデジタル技術を安全かつ主体的に活用できる環境の構築に向けた施策検討の基礎情報として、AI等のデジタル技術がもたらす子供の認知リスクについての国内外の先行研究や、最新の海外動向や政策等のデスクトップ調査を行う。調査を行う際は、過去の経緯と最新の状況を調査するようにすること。調査を行う項目については、以下の例に挙げているものが考えられるが、技術の進展が早い分野であることを踏まえ、更に調査すべき項目については受託者から積極的に提案を行うこと。

調査を行う内容の例：

- ・AI等のデジタル技術が子供の認知にもたらす影響に関する国内外の先行研究の収集・分析
- ・AI等のデジタル技術がもたらす認知的リスクへの各国政府の対策に係る情報の収集・分析 等

3.2.1. 参考文献・資料等

- ・総務省 ICTリテラシー実態調査 https://www.soumu.go.jp/main_content/001082043.pdf
- ・独立行政法人情報処理推進機構 AI RISK AND THREATS（米国におけるAIのセキュリティ脅威・
- ・リスクの認知調査レポート）
https://www.ipa.go.jp/security/reports/technicalwatch/m42obm000000hzkm-att/2024_IPA_Report1_FINAL_forPublic.pdf

3.3. 実施体制・事業実施にあたっての留意事項

- 本事業の責任者は、主要メンバーとして本事業に参画するとともに、必要なマネジメント力や本事業の実施に必要な知見を有していること。
- 本事業の実施にあたっては、現在のGIGAスクール構想の推進に関する政策背景を十分に把握した上で事業を遂行すること。
- 本事業の調査に足り得る教育領域と情報領域に関する専門性や類似事業（自治体における類似事業も含む）の調達実績を持ち、調査分析に際して十分な従事者を確保するなど、当該事業を遂行できる十分な体制を有していること。
- 海外事例や研究のより詳細な収集が可能となるよう必要な体制を整えること。
- 3.1の調査を行うに当たり、中立的な立場で実施すること。

4. 留意事項

- (1) 3の内容を実施するにあたっては、必要な事項を文部科学省の担当者と密に相談しながら柔軟に実施すること。また、進捗状況について、文部科学省の担当者に定期的に共有するため、2週間に1回以上、対面若しくはオンラインでの文部科学省担当者との打ち合わせを設けること。
- (2) 本事業を進めるにあたっては、政府全体の検討状況や、審査委員会等の有識者からの指摘事項等も踏まえること。
- (3) 必要に応じて、本事業の内容や進捗等について関係者と共有する可能性があるため、その際は文部科学省の担当者からの必要な資料の提供の求めに応じること。また、文部科学省の担当者が指定する者（他事業の受託事業者等）との相談を指示する場合があるため、適宜対応すること。
- (4) 文部科学省の指示に従い、文部科学省が実施する以下の事業との連携を行うこと。
 - ・校務 DX 等加速化事業（事業Ⅰ 「今の環境でできる校務 DX」の推進）
 - ・校務 DX 等加速化事業（事業Ⅱ 「環境整備を伴う校務 DX」の推進）
 - ・校務 DX 等加速化事業（事業Ⅲ 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂）
 - ・校務 DX 等加速化事業（事業Ⅳ 「教育データの利活用に係る留意事項」の策定・改訂）
 - ・生成 AI の活用を通じた教育課題の解決・教育 DX 加速事業
 - ・デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究

5. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで。

6. 事業規模と採択予定件数

事業規模：80,000千円（税込）上限

採択件数：1件

7. 成果物等の納品

(1) 成果物

以下の成果物を納品すること。なお、報告書及び概要資料は、図表や写真を用いて読みやすいものとする。また、報告書及び概要資料等で使用する図表や写真については、文部科学省が作成する資料等においても使用できるものとする。また、報告書等の作成に当たり、外部機関が作成した統計データ及び図表等を使用する場合は、その出典を明らかにすること。

(Ⅰ) 学校で活用しているサービス状況調査

① 成果報告書

※3.1.4で整理する内容を以て成果報告書とする。成果報告書はdocx形式またはpptx形式で作成すること。

② 3.1.1の自治体調査で収集したデータ一式

③ 3.1.2で調査した利用規約等のデータ一式

④ 3.1.3のヒアリング調査の議事録一式

(Ⅱ) デジタル・AIがもたらす認知リスクに関する調査研究

① 成果報告書

- ※調査内容をまとめた成果報告書（docx）を作成すること。
- ② 成果報告書の概要資料
- ※報告書の要点をまとめた概要資料（pptx）を作成すること。

（２）納品先

〒１００－８９５９ 東京都千代田区霞が関３－２－２
文部科学省初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付

（３）納品期限

（１）に示す納品物 令和９年３月３１日（水）

８． 応札者に求める要求要件

- （１）本事業に係る応札者に求める要求要件は、９に示すとおりとする。
- （２）要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- （３）９に「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、審査においてこれを満たしていないと判断された場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- （４）必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- （５）これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は、別添の総合評価基準に基づくものとする。

9. 要求要件の詳細

(1) 業務の実施方針

①業務の内容の妥当性、独創性

- * i) 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。

〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

②業務の実施方法の妥当性、独創性

- * i) 業務の実施方法が明確に示されており、妥当であること。

〔業務の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

③成果物の作成等の妥当性、独創性

- * i) 成果物の作成方法が明確に示されており、妥当であること。

〔成果物の作成方法について、事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

④業務計画の妥当性、効率性

- * i) 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

(2) 組織の経験・能力

①組織の類似業務の経験

- i) 過去に自治体において教育DX推進の支援等の業務に従事した実績や全国の自治体向けの国が行う調査業務の実績があれば、その内容に応じて加点する。

②組織の業務実施能力

- * i) 業務を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性がみられること。

- ii) 教育現場における校務についての幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力があり、速やかな業務遂行が可能であれば加点する。

- * iii) 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

(3) 業務従事予定者の経験・能力

①業務従事予定者の類似業務の経験

- * i) 過去に調査業務を行った実績があれば、その内容に応じて加点する。

②業務従事予定者の事業内容に関する専門的知見・適格性

- * i) 業務に必要な幅広い専門的知見・調査分析能力等を有すること。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

①ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等があること。

〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

- i) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- ii) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- iii) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

(5) 賃上げを実施する企業に関する指標

①賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応募者が選択するものとする※1）

- i) 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ii) 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検査

発注者は受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを確認したことをもって検査とする。

11. 守秘義務

- (1) 受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、データの入力・集計など、本事業に関わる者（再委託先等による人員を含む。）に対し、機密保持、個人情報保護に関する規則の遵守がなされるよう管理すること。
- (3) 受託者は、本事業にて使用する情報システム（メール等）について、各種のアクセス制御、ファイル共有ソフトウェア（ウィニー等）対策、脆弱性対策等を実施し、不正アクセス等の脅威から適切に保護すること。
- (4) 受託者は、本事業の実施に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・9（5）i)の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。

・9（5）ii)の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が

生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

14. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

15. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

16. 著作権、特許権、実用新案権、意匠権等

- (1) 本事業の実施に伴い発生した著作権、特許権、実用新案権、意匠権等は、文部科学省に帰属させるものとする。
- (2) 作成する成果物等に第三者の著作物の利用が含まれる場合及び著作隣接権の対象となるものが含まれている場合は、関係する権利者に著作人格権を行使しないようにするなどの必要な使用許諾手続等を取ることを。
- (3) 本事業によって創作された著作物に対して、受託者は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

17. その他

- (1) 仕様書に記載のない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文部科学省と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業実施に当たっては、委託要項及び契約書を遵守すること。